計算書類に対する注記（公益事業・大谷拠点用）

１．重要な会計方針

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

③　リース資産

イ　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ロ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成２７年３月３１日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

⑶　引当金の計上基準

①　徴収不能引当金

該当なし

②　賞与引当金

該当なし

③　退職給付引当金

該当なし

⑷　棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

⑸　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理は税込処理によっており、簡易課税を選択している。

２．採用する退職給付制度

⑴　独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

⑵　一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会が実施する退職共済制度

３．拠点が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

⑴　小泉拠点の計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

⑵　拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））

・大谷サポートセンター（サポセン会計）

当該大谷拠点は、サービス区分が１つであるため、これを省略する。

⑶　拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））

・大谷サポートセンター（サポセン会計）

当該大谷拠点は、サービス区分が１つであるため、これを省略する。

４．基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5．会計基準第３章第４（４）及び（６）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6．担保に供している資産
該当なし

7．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし

8．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 平成２９年４月１日付けで、本吉地区サポートセンター及び生活援助員事業（ＬＳＡ）が統合になることから、平成２９年３月３１日付けで、本吉地区サポートセンター会計（サポセン会計）は、廃止する。